

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇レーガン大統領、予算教書を発表

レーガン大統領は2月8日、1983年度(82年10月～83年9月)の予算教書を議会に提出した。同大統領就任後初めて本格的に取組んだ本予算教書では、昨年2月発表の「経済再建計画」の基本方針(歳出削減、減税、政府諸規制の緩和、安定的な金融政策)を引き継ぎ堅持する旨強調されている。こうした基本方針の下、83年度予算等

(第1表)

**米国の83年度レーガン予算の概要**

(単位、億ドル、%、カッコ内は前年度比増減(△)率、%)

	1981年度 (実績)	1982年度 (見込み)	1983年度 (見通し)	(構成比)
歳入 歳 収 支 支 尻	5,993( 15.9) 6,572( 14.0) △ 579	6,268( 4.6) 7,253( 10.4) △ 986	6,661( 6.3) 7,576( 4.5) △ 915	
歳入内訳				
個人所得税	2,859( 17.1)	2,986( 4.4)	3,045( 2.0)	45.7
法人所得税	611(△ 5.4)	468(△23.5)	653( 39.6)	9.8
社会保険税	1,827( 15.8)	2,065( 13.0)	2,225( 7.8)	33.4
消費税	408( 67.9)	430( 5.3)	417(△ 3.1)	6.3
その他	287( 8.8)	319( 11.5)	321( 0.6)	4.8
歳出内訳				
国防費	1,598( 17.6)	1,875( 17.4)	2,211( 17.9)	29.2
国際関係費	111( 3.7)	111(△ 0.5)	120( 8.1)	1.6
科学・宇宙技術関係費	64( 11.1)	69( 9.2)	76( 10.0)	1.0
エネルギー関係費	103( 62.8)	64(△37.6)	42(△34.3)	0.6
天然資源・環境整備関係費	135(△ 2.1)	126(△ 6.6)	99(△21.5)	1.3
農業関係費	56( 17.0)	86( 54.9)	45(△47.9)	0.6
商業・住宅金融関係費	39(△49.3)	33(△17.3)	16(△51.3)	0.2
運輸関係費	234( 10.7)	212(△ 9.2)	196(△ 7.5)	2.6
地域開発費	94(△ 6.7)	84(△10.9)	73(△13.2)	1.0
教育・労働費	314( 2.1)	278(△11.6)	216(△22.4)	2.8
保健関係費	660( 19.5)	734( 11.3)	781( 6.4)	10.3
所得保障関係費	2,251( 16.6)	2,509( 11.4)	2,617( 4.3)	34.5
復員軍人関係費	230( 8.5)	242( 5.1)	244( 0.9)	3.2
法執行関係費	47( 2.8)	45(△ 3.8)	46( 1.6)	0.6
一般行政費	46( 2.4)	51( 11.5)	50(△ 2.7)	0.7
一般地方交付金	69(△20.1)	64(△ 6.4)	67( 4.2)	0.9
国債利払費	825( 28.0)	991( 20.1)	1,125( 13.6)	14.9
その他(重複控除等)	△ 303( -)	△ 321( -)	△ 447( -)	△ 5.9

については、①対ソ軍事バランスの回復を目標に国防費を大幅に増額する一方、その他歳出項目の削減を一段と進め、歳出全体の伸び率を82年度(見込み)比+4.5%と69年度(+3.1%)以来の低い伸びにとどめる(実質ベース△2.0%)、②増税は一切行わず、個人および企業減税は予定通り実施する、③財政赤字は景気後退、高金利等からこれまでの見通しに比べ大幅に拡大(82年度△986億ドル<81年9月見通し△431億ドル>、83年度△915億ドル<同△229億ドル>)し、財政収支均衡化は87年度でも不可能(大統領就任時には、84年度収支均衡化を公約)である、としている。

83年度予算等の概要は次のとおり(第1表参照)。

(1) 予算規模は歳入6,661億ドル(前年度実績見込み比

+6.3%)、歳出7,576億ドル(同+4.5%)で、収支尻は△915億ドルと82年度(実績見込み△986億ドル)に続き大幅な赤字が見込まれている。

歳入面では、減税措置(81年10月5%、82年7月10%)に伴い個人所得税の増勢鈍化(82年度<見込み>比+2.0%)が見込まれるもの、法人所得税が82年央以降の景気回復から前年度比+39.6%の大幅増となるため、歳入総額では同+6.3%と81年度(+4.6%)を若干上回る伸びが見込まれている。

一方、歳出面では、国防、貧困者・障害者に対する社会扶助等レーガン政権にとってプライオリティの高い歳出項目を除いては、福祉関連項目を中心に大幅な歳出削減が行われており、歳出総額では82年度(見込み)比+4.5%(実質△2.0%)と69年度(名目+3.1%)以来の低い伸びとなっている。こうした全般的な歳出抑制の中にあって、国防支出は、対ソ軍事バランスの早期回復を最大目標に、戦略核兵器と通常戦力の増強を中心とし83年度2,211億ドルと前年度(見込み)比336億ドル増、+17.9%(実質+10.3%)の大幅増となっている(歳出に占める国防支出比率は、81年度の24.3%から83年度は29.2%へ上昇)。なお、国防費を除く歳出では、83年度は前年度(見込み)比△0.2%(実質△6.0%)と異例のマイナス予算となっている。

(2) 財政収支尻については、①昨年8月以降の景気後退に伴う税収減、失業手当増、②高金利に伴う国債利払増等から82年度以降赤字幅拡大が見込まれる。このため、83年度予算においては①貧困者・障害者等に対する社会扶助を除くエンタイトルメント計画(法律によ

って当然増経費支出を義務付けられている社会関係計画)の削減、②政府の裁量的な歳出計画の削減、③受益者負担の原則遵守、④行政効率化、⑤税制改正等により財政赤字幅の削減に努めるものの、財政収支は依然として大幅な赤字が残るとされている(82年度△986億ドル、83年度△915億ドル、84年度△829億ドル)。

(3) なお、本予算の前提となる米国経済の見通し(第2表参照)については、景気は82年第2四半期以降回復に転じ、年後半以降は年率5%を上回る成長を続けるものと見込んでいる(実質GNP成長率<年平均>82年+0.2%、83年+5.2%)ほか、物価の騰勢は着実に鈍化する(消費者物価上昇率<年平均>82年+7.3%、83年+6.0%)ものと予想している。また、失業率は82年前半までに9%程度まで達するものの、その後は景気後退に伴い低下に向かうものとみられている(失業率<年平均>82年8.9%、83年7.9%)。

#### ◇レーガン大統領、経済報告を発表

1. レーガン大統領は2月10日、就任後の大統領経済報告および大統領経済諮問委員会(CEA、ワイデンボーム委員長)による82年次報告を議会に提出した。本年の経済報告では、ここ数年の米国経済のパフォーマンス悪化の原因を、過去の誤った政策による連邦政府の膨張とインフレ高進にあるとして、これらを克服するためには、昨年2月に導入した「経済再建計画」(歳出削減、減税、政府諸規制の緩和、安定的な金融政策)を堅持し、「小さな政府と自由市場経済重視による米国経済の再建」を図ることが重要である旨強調している。

(第2表)

#### 予算教書にみられる米国経済の中期展望<歴年>

(カッコ内は第4四半期の前年同期比、単位：%)

	1980年 (実績)	1981年 (速報)	1982年 (見込み)	1983年 (見通し)	1984年 (見通し)	1985年 (見通し)	1986年 (見通し)	1987年 (見通し)
G N P 成長率 名目	8.8 ( 9.4)	11.3 ( 9.3)	8.1 ( 10.4)	11.5 ( 11.0)	10.2 ( 10.0)	9.7 ( 9.4)	9.2 ( 9.1)	9.0 ( 8.9)
実質	△0.2 (△0.3)	2.0 ( 0.7)	0.2 ( 3.0)	5.2 ( 5.2)	5.0 ( 4.9)	4.7 ( 4.6)	4.4 ( 4.3)	4.3 ( 4.3)
物価上昇率 G N P デフレーター	9.0 ( 9.8)	9.1 ( 8.6)	7.9 ( 7.2)	6.0 ( 5.5)	5.0 ( 4.9)	4.7 ( 4.6)	4.6 ( 4.6)	4.5 ( 4.4)
消費者物価	13.5 ( 12.6)	10.3 ( 9.4)	7.3 ( 6.6)	6.0 ( 5.1)	4.6 ( 4.7)	4.8 ( 4.6)	4.6 ( 4.6)	4.5 ( 4.4)
失業率	7.1 ( 7.5)	7.6 ( 8.4)	8.9 ( 8.4)	7.9 ( 7.6)	7.1 ( 6.8)	6.4 ( 6.2)	5.8 ( 5.6)	5.3 ( 5.2)
金利(TB<3ヶ月>)	11.5	14.1	11.7	10.5	9.5	8.5	7.0	5.5

また、世界経済との関係では、米国の経済政策が他国へ重大な影響を及ぼしていることに理解を示しつつも、米国経済の再建達成が、貿易相手国にとっても市場拡大につながり、一方ドルに対する信認も高まるため、結局は世界貿易・金融の安定をもたらすことになると主張している。なお、最近、米国内外で高まっている保護貿易主義について懸念を表明し、自由貿易の公約を貫くとともに、公平の原則に基づき貿易障壁の縮小を目指して他の諸国と緊密な作業を行っていくとしている。

2. 大統領経済報告を補足する役割を担うCEA82年年次報告の主要点は次のとおり。

(1) 米国経済は過去十数年にわたり、高インフレ・高失業のスタグフレーションを経験してきたが、この原因は連邦政府の経済における役割が増大したことにある。すなわち、財政赤字の累積がインフレ要因になるとともに、租税負担の増大が個人・企業の勤労意欲ならびに貯蓄、投資意欲を減退させて生産性の低下を招來し、また、政府の民間経済活動に対する介入、諸規制が経済効率の低下・生産コストの上昇をもたらした。こうした状況下、レーガン政権は昨年2月、インフレを抑制しつつ米国経済の活性化を図るため、歳出削減、減税、政府諸規制の緩和、安定的な金融政策を骨子とした「経済再建計画」を導入し、長期的観点に立った経済政策を実施している。

現在の経済情勢をみると、本計画の柱の1つであるマネーサプライ抑制政策の奏功からインフレ率は低下傾向にあるものの、金利がなお高水準を続けているため景気は後退局面にある。もっとも、こうした景気の後退については、経済政策の大幅変更に伴う経済の調整過程であるとみており、景気が先行き回復軌道に乗るかどうかは企業および消費者が「経済再建計画」にどの程度信頼を寄せるかにかかっている。従って、政府、議会、連邦準備制度が協力して現在の政策を実行しつづければ、それだけ経済再建の達成を早めることになろう。

82年の米国経済を展望すると、マネーサプライ抑制政策の奏功等からインフレ率は着実に低下を示す一方、金利も徐々に低下し、景気は個人消費、住宅投資の持直しや国防支出の増大を主因に本年第4四半期以降回復に転ずるとみられる。また、年後半以降は「経済再建計画」の効果が出始め、貯蓄・投資インセンティブが高まるとともに生産性が上昇し、年率5%を上回る成長を持続しよう。この結果、82年の実質成長率は+0.2%(第4四半期の前年比+3.0%)と若干のプラスになるものと予想される。なお、83年には設備投

資、在庫投資、国防支出増を主因に+5.2%の高成長となる見通し。

需要項目別にみると(下表参照)、高金利と所得の伸び悩みから停滞していた個人消費は、金利の低下、消費者ローン縮小による家計部門の財務体質改善、昨年10月の個人所得税減税等から、年前半上向きに転じ、年後半には7月に予定されている個人所得税減税、社会保障支払増等から耐久財を中心に増勢を強めていくものと予想される(82年第4四半期の前年比+2.5%~3.5%)。また不振を続けていた住宅投資も、住宅着工が本年第4四半期には年率150万户程度(前年同期90万户)まで回復すると見込まれるため、82年第4四半期には前年比+24~27%の大幅増となる見通し。設備投資についても景気回復とともに企業投資減税効果が出始め、第4四半期の前年比は+6.5%~7.5%程度の小高い伸びが期待される。

一方、政府支出は、国防支出が82年は実質ベースで+8.5%と大幅に増加するものの、その他項目が大幅に削減されるため、景気に対してマイナス要因になる見込みである(82年第4四半期の前年比、連邦政府△1.0%~△2.0%、州・地方政府△0.5%~△1.5%)。

#### 82年経済見通し(第4四半期の前年同期比)

(単位・%)

	81年(速報)	82年(見込み)
実質GDP成長率	0.7	3.0
うち個人消費	1.2	2.5~3.5
設備投資	1.4	6.5~7.5
住宅投資	△21.9	24~27
連邦政府支出	6.6	△1~△2
州・地方政府支出	△2.0	△0.5~△1.5

この間、雇用情勢をみると、失業率は今春までに9%程度まで上昇するものの、その後は景気回復に伴い、四半期毎に0.25~0.5%ポイント方低下していくものとみられる(82年第4四半期8.4%)。

また、物価は、連邦準備制度によるマネーサプライ抑制政策の奏功からインフレ率は着実に低下しているが、こうした動きは82年度賃金改訂にも好影響を及ぼすものと予想している。この結果、消費者物価上昇率(年平均)が81年の10.3%(第4四半期の前年比+9.4%)から82年には+7.3%(同+6.6%)へ、GDPデフレーター上昇率(年平均)が81年の+9.1%(同+8.6%)から82年+7.9%(同+7.2%)へ低下する見込みである。

金利については、インフレ率およびインフレ期待のゆるやかな低下から、短期的なフレを伴いつつも低下

傾向をたどるものとみられる。この結果、T B 3か月の金利は81年(年平均)の14.1%から82年には11.7%へ低下する見込み。

(2) 景気の後退や高金利の持続から財政赤字の拡大が見込まれ、経済(特に金融市場)への悪影響が懸念されているが、次のような理由からそのインパクトは軽微なものにとどまろう。第1に、財政赤字の金利面へのインパクトは赤字幅の絶対額によってではなく、民間部門の貯蓄率との相対関係で判断すべきであるが、経済再建計画においては大幅な個人所得税を実施して、貯蓄率を高める努力をしている。第2に、現在のような景気後退局面においては、一般に民間の資金需要は弱く、財政赤字が拡大してもクラウディング・アウトは生じにくい。景気回復が見込まれる本年後半以降については財政赤字削減が急務となるが、これについては83年度予算案で財政赤字削減計画を作成している。第3に、82年度財政赤字(△986億ドル)は、絶対額としてはそれまでの最大であるが、経済規模との関連でみると、対名目G N P比3.2%と76年度(同4.0%)に比べれば小さく、また83年度以降についても対名目G N P比は漸減傾向にある(83年度2.7%、84年度2.2%、85年度1.7%)。

(3) 金融政策については、マネーサプライ抑制政策が「経済再建計画」の基本方針の1つであることもあり、連邦準備制度のマネーサプライの伸び率を徐々に抑制していくとの現行政策運営方針を支持する。また、現在金利の低下テンポはゆるやかなものにとどまっているが、これは過去において金融引締め政策がしばしば中途半端なまま解除されたことから、現在のマネーサプライ抑制政策についてもいずれ変更されるのではないかとみる向きが依然多く、インフレ期待が低下していないことによるものである。従って、今後とも連邦準備制度がマネーサプライ抑制政策を継続してマネーサプライを目標値の範囲におさめ、金融政策への信頼を高めることが重要である。

(4) 國際金融面においてドルは依然中心的な役割を果しており、米国およびその他諸国にとってドルが強く、安定していることが望ましい。米ドルの価値を高め、安定させる方法としては、為替介入によるのではなく、現在の経済再建計画を堅持し、国内経済のパフォーマンスを高めることによって達成することが重要である。

なお、公的介入については、市場が激しく混乱し必要と認められる場合にのみ実施する方針であるが、その際には米国政府は他主要先進国政府と密接に協議し

決定する意向である。

(5) 貿易面では、自由貿易の方針を堅持する方針であり、特に重要なことは特定国との間の貿易収支あるいは経常収支の不均衡に対し、不当にとらわれないことがある。輸入制限によって二国間の貿易不均衡を解決しようとする政策は貿易の絶対量を減少させ、結果として両国の経済的繁栄の水準を低下させるおそれがある。より建設的な解決方法は、貿易や投資のより自由な取引に対する障害を組織的に縮小するために、制限的な貿易上の習慣、輸入に対する制度的障害を減らすことである。

## 歐州諸国

### ◇ E C、 EMS の通貨調整を実施

1. E Cは2月21日、蔵相・中央銀行総裁会議を開催、ベルギー・法兰およびブルクセンブルグ・法兰を8.5%、デンマーク・クローネを3.0%、それぞれ他のEMS参加国通貨に対し切下げの旨発表した(2月22日実施)。今次通貨調整は81年10月に続くもので、EMS発足(79年3月)以来5度目(注)(54年10月および12月号、56年4月および10月号「要録」参照)。

(注) EMS発足以来の通貨調整は次のとおり。  
79年9月24日……D.M.の2%切上げ、D.Kr.の3%切下げ  
11月30日……D.Kr.の5%切下げ  
81年3月22日……Lit.の6%切下げ  
10月4日……D.M.、D.Gl.の5.5%切上げ、F.Fr.、Lit.の3%切下げ

2. 今次通貨調整の結果、EMS参加各国中央銀行の介入上下限点および各通貨の対E C U基準相場は次のように変更された。

(1) 各国中央銀行介入上下限点<パリティ・グリッド>  
(次表参照)

(2) 対E C U基準相場(カッコ内は旧基準相場)

$$\begin{aligned} 1 \text{ E C U} &= 2.41815 \text{ D.M.} (2.40989 \text{ D.M.}) \\ &= 44.6963 \text{ B.Fr.} (40.7572 \text{ B.Fr.}) \\ &\quad <\text{Lux. Fr. も同値}> \\ &= 2.67296 \text{ D.Gl.} (2.66382 \text{ D.Gl.}) \\ &= 8.18382 \text{ D.Kr.} (7.91117 \text{ D.Kr.}) \\ &= 6.19564 \text{ F.Fr.} (6.17443 \text{ F.Fr.}) \\ &= 0.686799 \text{ Ir. £} (0.684452 \text{ Ir. £}) \\ &= 1,305.13 \text{ Lit.} (1,300.67 \text{ Lit.}) \\ &= 0.557037 \text{ £} (0.601048 \text{ £}) \end{aligned}$$

(注) 英ポンドはEMS未参加のため、基準相場ではなく代表相場(taux représentatif)。

3. 今回の通貨調整は、ファンダメンタルズの悪化に悩むベルギーが経済再建策の一環として法兰の切下げを

## EMS 参加国中央銀行介入上下限点(2月22日実施)

中央銀行名	西ドイツ ブンデス バンク D.M.	ベルギー 国民銀行 B.Fr.	オランダ 銀行 D.G1.	デンマーク 国民銀行 D.Kr.	フランス 銀行 F.Fr.	アイル ランド 銀行 Ir.L.	イタリア 銀行 Lit.
D.M. 100マルクにつき	上限 中心 下限		1,890.35 1,848.37 1,807.30	113.05 110.537 108.0775	346.13 338.433 330.91	262.05 256.212 250.50	29.0480 28.4018 27.7700
B.Fr. 100ベルギー・ フランにつき	上限 中心 下限	5.533 5.41018 5.290		6.1165 5.98027 5.8470	18.726 18.3098 17.903	14.1770 13.8616 13.5535	1.57155 1.53659 1.50241
D.G1. 100ギルダーにつき	上限 中心 下限	92.525 90.4673 88.455	1,710.25 1,672.16 1,634.95		313.14 306.171 299.36	237.06 231.789 226.63	26.2790 25.6944 25.1228
D.Kr. 100デンマーク・ クローネにつき	上限 中心 下限	30.220 29.5479 28.890	558.60 546.154 534.0	33.405 32.6615 31.935		77.42 75.706 74.02	8.5830 8.39216 8.2055
F.Fr. 100フランス・ フランにつき	上限 中心 下限	39.920 39.0302 38.160	737.80 721.415 705.35	44.125 43.1428 42.1825	135.09 132.09 129.16		11.3375 11.0853 10.8387
Ir.L. 1 アイルランド・ ポンドにつき	上限 中心 下限	3.601 3.5209 3.443	66.56 65.0792 63.6315	3.9805 3.89190 3.8055	12.1870 11.9159 11.6509	9.2265 9.02098 8.8205	
Lit. 1,000イタリア・ リラにつき	上限 中心 下限	1.967 1.85281 1.745	36.365 34.2466 32.255	2.17450 2.04804 1.92875	6.6580 6.2705 5.9056	5.0405 4.74714 4.4710	0.55875 0.526230 0.49560

提議、デンマークもこれに同調してクローネ切下げを求めたことをうけて実施されたものである。なお今次措置に関しては、西ドイツ、フランスなどで「今回の通貨調整において大幅な切下げを求めるベルギーの態度は、EMS加盟国間に切下げ競争を招来しかねない」(Frankfurter Allgemeine 紙)として批判する向きが多いほか、ベルギーと通貨同盟関係にあるルクセンブルグも「事前協議なくフランの同率切下げを強制されたのは遺憾」(Flesch 外相)と不満の意を表明している。

#### ◇ E C 委員会、域内農産物取引における国境調整金(MCM)比率を変更

E C 委員会は2月下旬、同月22日に実施されたEMSの通貨調整(「要録」別項参照)等にかんがみ、域内農産物取引における国境調整金(Montants Compensatoires Monétaires< MCM >)比率(注)を以下のとおり変更し、3月1日(ベルギー、ルクセンブルグは2月24日)より実施した。

新比率 (旧比率)

ベルギーおよびルクセンブルグ	-8.1% (0)
デンマーク	-1.8% (0)
オランダ	+4.0% (+4.3%)
西ドイツ	+8.0% (+8.3%)
英 国	+8.1% (+9.5%)
イタリア	
砂糖、穀物、鶏卵、家禽等	-4.9% (-4.4%)
その他	-2.3% (-1.0%)

なお、フランス、アイルランド、ギリシャについては従来通りゼロとなっている。

この間、ベルギー・フランおよびデンマーク・クローネのグリーン・レート(ECU建農産物価格の換算レート<固定>)については、両国通貨の切下げにもかかわらず、82/83年のE C共通農産物価格が決定される本年4月1日まで、現行レートのまま据置されることになった。

(注) MCM比率において、プラス(+)符号は、輸出に対する補助。

輸入に対する課徴、マイナス(ー)符号は、輸出に対する課徴・輸入に対する補助を示す。

#### ◇フランス政府、国有化対象企業株式の国への譲渡手順等を発表

フランス経済財政省は2月15日、国有化法の公布(2月13日、同法の概要については56年12月号および57年1月号「要録」参照)を受け、国有化対象企業株式を国に譲渡する際の手順および譲渡に伴い交付される政保債の利払い方法等につき、概要を以下の通り発表した。

##### 1. 国有化対象企業株式の国への譲渡等

国有化法の公布により、対象企業の株式を82年1月1日付(非上場の場合は82年7月1日付)で国へ譲渡したものとみなし、転換社債については、本法公布日付で株式転換を停止する(残存期間、金利等は変更なし)。

また、旧株主に対しては、株式と引換えに、国有化法に基づき創設される国家産業基金および国家銀行基金から、政府保証付き補償債券(*obligation indemnitaire*)を交付する。

なお、当該株式は国有化法公布から補償債券との引換え開始日までの間は「補償権(*droit à indemnisation*)」として証券取引所に上場し(この間、株主はこれを売却することも可)、引換え開始日以降は新たに「補償債券」として上場する(注)。また転換社債については、株式と補償債券との引換えに関わる政令の公布後3か月間に限り、補償債券への転換を認める。

具体的な補償額については2月末までに公表され、また、補償債券との引換えは4月初以降実施の予定(非上場株式については日程未定)。

(注) パリ株式市場では、国有化法(原案)の一部を憲法とする憲法評議会の審査結果(1月16日発表)がもたらす混乱を未然に防ぐため、1月18日以降、国有化企業の株式ならびに転換社債の取引きが停止されていたが、フランス証券取引業者協会は2月15日、経済財政省の方針に平仄を合わせ、2月18日以降これら株式・転換社債を「補償権」ならびに「補償債券転換可能債(*obligation échangeable contre des titres indemnitaires*)」と改称のうえ、当該取引きを再開する旨発表した。

##### 2. 補償債券に対する利払い等

補償債券(額面5,000フランおよび必要に応じ500フラン)に対する利払いは、1月1日および7月1日に実施する(上場株式に対して交付される補償債券の第1回利払い<82年上期中の利子、5,000フランにつき415.64フラン>は82年7月1日実施)。

同債券の受取り利子については、社債利子の場合と同じく、3,000フランを限度に免税措置を適用する。また税率25%の源泉分離課税を選択することも可能である。

なお、同債券は、旧株主が保持し続ける限りにおいて

78年7月13日発効の株式投資促進措置(いわゆる「モノリー法」)(注)上の株式に対する免税措置を引き続き享受できる。

(注) 一世帯の株式投資の年間納増額につき、5,000フランを限度(扶養家族数に応じて上乗せ)として、当該年の課税対象所得からの控除を認める措置(53年6月号「要録」参照)。

#### ◇フランス、インフレ・スライド預金の創設を決定

1. フランス政府は3月2日、低所得層向けインフレ・スライド預金(通称「ミッテラン通帳<*Livret Mitterrand*>)の創設を閣議決定し、4月初に関係法案を国会に提出、成立させたうえ、5月初以降実施に移す旨発表した。

新預金の概要是以下のとおり。

##### (1) 対象預金者

所得税納税額が年間1,000フラン未満の世帯(該当世帯数は10~11百万、うち所得水準が課税最低限に達しない世帯数約9百万)。なお、一世帯につき、2冊(夫婦各一冊)までの通帳保有が認められる。

##### (2) 預入限度額

一通帳につき年間5,000フランまで、また、残高ベースでは10,000フランまでとする。

##### (3) 利子

利率はインフレ率と同水準に設定(具体的算定方式は未定)。利子は非課税。

##### (4) 預入期間

最低6か月間据置き。

##### (5) 取扱い金融機関

銀行、農業信用金庫、相互信用金庫、貯蓄金庫、郵便局等、すべての預金受け入れ窓口で取扱い可能。

2. 本措置は、「低所得層の貯蓄をインフレによる目減りから守るため、物価スライド条項付きの庶民貯蓄制度を創設する」とのミッテラン大統領の選挙公約を実施に移したもので、新預金は、現行のA種通帳預金および青色通帳預金(利率8.5%、預入限度額49,000フラン、利子は非課税、56年11月号「要録」参照)と並ぶ大衆預金になるものとみられる。

なお、新預金により吸収された資金の運用方法については未定ながら、政府筋では、財政面への利子負担の増大を軽減すべく、預金供託金庫(56年11月号「要録」参照)に当該資金を一括プールのうえ、高利の長期国債・T B等購入に本資金を充当する意向であると伝えられる。

#### ◇英國政府、第3回物価スライド条項付国債を発行

英国政府は1月22日、元本、利子が小売物価指数に連動する物価スライド条項付国債の第3回目の発行を実施する旨発表、これを受けて英蘭銀行は28日、同国債の入札発行を実施し、その結果を公表した。なお第1回目の発行は81年3月27日、第2回目は同7月8日に各自行われている(昭和56年4月号、8月号「要録」参照)。

本国債の発行条件は以下のとおり。

- (1) 発行総額：7.5億ポンド(ただし払込みは1月28日<35%>、3月16日<残額>)
- (2) 債還期日：2011年8月23日(30年もの<前回25年もの>)
- (3) 利払期：毎年2月23日および8月23日の2回
- (4) 購入適格者：年金基金、英国内で年金業務を営む生命保険会社および共済組合
- (5) 表面金利：年2.5%
- (6) 落札価格：額面100ポンド当たり90ポンド

#### ◇英國、預金者保護制度が発足

英國大蔵省は2月18日、79年10月施行の銀行法(Banking Act 1979)で設立が定められていた(注)預金者保護制度(the Deposit Protection Scheme)を翌19日より発足させる旨発表した。

(注) 銀行法の概要については昭和53年8月号「要録」参照。

本制度の概要は以下のとおり。

##### (1) 預金者保護委員会

本制度の管理・運営は預金者保護委員会(the Deposit Protection Board)が行う。同委員会は、3名の法定委員(ex officio members；英蘭銀行総裁<委員会委員長>、同副総裁、同業務局長<Chief Cashier>)および任命委員(ordinary members；対象金融機関代表3名および英蘭銀行幹部職員若干名)から構成される。発足当初の委員は以下のとおり。

##### イ. 法定委員

G. W. H. Richardson	英蘭銀行総裁
C. W. McMahon	英蘭銀行副総裁
D. H. F. Somerset	英蘭銀行業務局長

##### ロ. 任命委員

J. G. Quinton	Barclays Bank Senior General Manager
R. J. Dent	Baring Brothers Managing Director
J. O. Skelton	Wagon Finance Managing Director
W. P. Cooke	英蘭銀行考査局長

##### (2) 預金者保護基金

本制度の活動資金となる預金者保護基金(the Deposit Protection Fund)は対象金融機関からの拠出金、借入金等をもとにしている。なお、同基金の預金勘定は英蘭銀行に設定される。

##### (3) 対象金融機関

本制度の対象は、銀行法上の全金融機関(recognised banks and licensed deposit-taking institutions)であり、これら金融機関は預金者保護基金に資金を拠出する義務を有する。ただし、外国銀行支店については、母国において在英支店のポンド建預金について同様の保護措置が講じられている場合には、大蔵省が預金者保護委員会と協議のうえ対象から除外することができる。

##### (4) 拠出金

拠出金(contribution)は基準預金(deposit base；担保に充当される預金、期間5年超の預金、CD、金融機関預金は計算から除外)に委員会が決定する一定比率を乗じて算出する。

拠出金は当初拠出金(initial contribution)、追加拠出金(further contribution)、特別拠出金(special contribution)の3種類から成り、総額が基準預金の0.3%を超えないこととする。

##### イ. 当初拠出金

各対象金融機関の当初拠出金額は上限30万ポンド、下限2,500ポンドとし、拠出総額は500～600万ポンドを目途とする。

##### ロ. 追加拠出金

会計年度末における基金の残高が300万ポンドを下回る場合、委員会は大蔵省の承認を得た上で残高を500～600万ポンドに回復させるため、1行当たり30万ポンドを上限として追加拠出金を徴収することができる。

##### ハ. 特別拠出金

年度途中において支払いのために基金の不足が生じた場合、委員会は大蔵省の承認を得た上で特別拠出金を徴収することができる。

##### (5) 保護対象預金の範囲と払戻し限度額

##### イ. 保護対象預金の範囲

英国内店舗のポンド預金の元本。既に元加された利息等を含む。但し、以下の預金は対象外とする。

- (イ) 担保に充当される預金
- (ロ) 満期5年超の預金
- (ハ) 金融機関預金
- (ニ) 銀行法上の金融機関としての資格を失った後に預

入された預金(ただし、預金者がそれを知らなかつ  
かりえなかった場合を除く)

ロ. 払戻し限度額

預金者1人当り1万ポンドまでを預金保護の対象  
とし、払戻し額は保護対象預金の4分の3までとする  
(従って1人当り払戻し額の最高限度は7,500ポン  
ド)。

◇英国、ロンドン金先物市場の取引開始を発表

英国、ロンドン金先物市場株式会社(The London Gold Futures Market Ltd.)は、2月18日、一昨年来検討  
されてきたロンドン金先物市場取引<sup>(注)</sup>を4月19日より  
開始する旨発表した。

(注) 本先物取引所は、ロンドン金属取引所(LME)と同一ビル内に  
設けられる。

同市場の取引概要は次のとおり。

(1) 運営会社

同市場はロンドン金先物市場株式会社が管理・運営  
する。

(2) 会員

同市場の会員は場立会員および非場立会員とからなる。

イ. 場立会員(Floor Members)

取引所での取引を認められる会員(その権利は運営会社の同意を得た上で譲渡できる)で、38社からなる(ロンドン金属取引所場立会員、ロンドン金市場場立会員および一般公募の7社)。

ロ. 非場立会員(Non-Floor Members)

場立会員を通じて取引を行える会員(その権利は譲渡できない)。

(3) 取引日時

月曜～金曜

前場：9時30分～12時30分(最終立合は12時10分)

後場：14時00分～17時00分(最終立合は16時40分)

(4) 取引単位

100トロイオンス

(5) 取引対象物件

純金量995／1000以上の金塊

(6) 取引通貨および取引単位

英ポンド。1トロイオンス当たり5ペニス刻みで表  
示。

(7) 先物取引の期間

当月から6か月までの各月もの

(8) 受渡しおよび清算

イ. 受渡しの通知

受渡し日の決定は売り手の選択によるものとし、  
その通知は受渡しの2営業日前に行われる。

ロ. 受渡し

清算会社の通知受取り後2営業目に行われる。  
この際、倉荷証書(warrants)が受渡し日の11時以前  
に清算会社に対し提出される。

ハ. 清算

買い手は倉荷証券および送り状(invoices)と引換  
えに受渡し日の14時までに清算会社に対し銀行小切  
手により代金を払込む。

(9) 清算会社

International Commodity Clearing House(現在、  
ゴム、砂糖等非金属類の先物取引市場の清算、受渡し、  
保証を担当)

◇イタリア銀行協会、プライム・レートを引下げ

イタリア銀行協会は3月3日、プライム・レートを通  
常貸付および商業手形割引等については0.75%、輸出信  
用については1%各々引下げ、8日より実施する旨発表  
した。プライム・レートの変更は81年4月以来、また引  
下げは78年9月以来3年半振りのことである。

なお、今回措置につき、イタリア銀行協会では「更年  
後の市場金利の低下に追随したもの」と述べている。新  
レートは以下のとおり(年利%)、カッコ内は旧レート)。

(1) 通常貸付(貸付の大宗を占める、当座貸越、証書貸  
付等の無担保・無保証貸付)……21.75%(22.5%)

(2) 優遇貸付 輸出信用……19.5%(20.5%)  
商業手形割引等……20.25%(21.0%)

◇オランダ銀行、高率適用金利を撤廃

1. オランダ銀行は2月25日、同行第2次貸出限度枠に  
かかる高率適用金利(Surcharge I)を翌26日より撤廃す  
る旨発表した。なお、同高率適用金利は昨年秋以降3回  
にわたり引下げられ0.5%となっていた(56年12月号「要  
録」参照)。

2. 本措置に関し、オランダ銀行では、「ギルダー相場  
が引き続き強調裡に推移しており、これを映して国内市場  
金利も軟化傾向をたどっていることから、高率適用金利  
の撤廃に踏み切ることとしたもの」と説明している。

◇ベルギー政府、次期中央銀行総裁を指名

ベルギー政府は2月17日、同月末をもって停年(67歳)  
退職するドウ・ストライカ―現中央銀行総裁(1975年2  
月就任)<sup>(注1)</sup>の後任として、銀行委員会<sup>(注2)</sup>のJ・ゴド  
ー(Jean Godeaux)委員長を指名する旨決定した。新総

裁は、3月1日、国王の任命により正式に就任する。

(注1) ドゥ・ストライカー現総裁の退任日は本来2月1日であったが、後任人事の離航から、1か月間の特別延長措置(特別職公務員等の退職年齢に関する特則の適用)がとられたもの。

なお、ベルギー中央銀行総裁の任期は5年、再任可能。

(注2) 銀行委員会(Commission Bancaire)は、市中金融機関代表として選出される2名を含む計7名の委員から成り、市中金融機関の検査・監督に当る。

新総裁の略歴は以下のとおり。

1922年7月生れ、ルーパン・カトリック大学卒業、法学博士

1947~49年 ベルギー中央銀行外国局勤務

1949~54年 IMF・世銀勤務、理事代理・理事等を歴任

1955年 ランペール銀行(注)役員に就任

1973年 ランペール銀行頭取に就任

1974年 銀行委員会委員長に就任

(注) 1946年に創立された商業銀行。75年6月、ブリュッセル銀行(Banque de Bruxelles)との合併に伴い、ブリュッセル・ランペール銀行(Banque Bruxelles Lambert)と改称。

#### ◇ベルギー政府、経済再建策を実施

1. ベルギー政府は2月中、昨年12月に発表した経済再建策(1月号「要録」参照)の基本方針に沿い、雇用促進、物価凍結、賃金抑制、企業減税等一連の経済措置を実施した(注)。主な内容は次のとおり。

(注) ベルギー政府は、政令により経済再建策を直ちに執行できる特別権限(一年限りの時限立法、2月2日国会通過)を国会より付与されている。

##### (1) 2月3日発表の措置(1月1日に遡及して実施)

###### イ. 雇用促進

(イ) 中小企業における非課税雇用準備金(新規雇用1人当たり4~12万フラン)制度の創設

(ロ) 本年中に自営業を開設する若年者に対し、向う3年間税制面で優遇(前納義務免除、滞納・納税不足に対する延滞税等免除)

(ハ) パートタイマーの労働条件改善(社会保障給付、年次休暇等の面におけるフルタイマーとの格差縮小)によるパートタイム労働の促進

###### ロ. 建設振興

(イ) 新規建築、既存建造物の改修、新築住宅の購入等にかかる付加価値税を2年間に限り軽減(17→6%、減税額見込み約100億フラン)

(ロ) 更地売却にかかるキャピタル・ゲイン税の廃止

###### ハ. その他

(イ) 金・美術品取引にかかる付加価値税引下げ(金に

つき6→1%、等)

###### (ロ) 適正納税者に対する減税措置

##### (2) 2月21日発表の措置

###### イ. 物価凍結

すべての財・サービスにつき、生産、輸入、小売の各段階における価格を2月15日現在の水準で5月末まで凍結する(ただし、1月中すでに決定している値上げについてはその実施を認める)。なお4月1日以降は、輸入コストの上昇等を勘案し、経済省が個別に値上げを認可するものとする。

###### ロ. 所得政策関連措置

###### (イ) 賃金の物価スライド制の一時的手直し

3月1日以降5月末まで、月額26,821フラン超の賃金につき、物価スライド制の適用を停止する。また、6月1日以降年末までは、一定水準(後日政令により公布)以下の賃金を除き、消費者物価指数が2%上昇するごとに536フランを上乗せすることとする。

###### (ロ) 非給与所得者の収入の実質的抑制

自営業者あるいは自由業従事者(注)は、本年の収入が一定水準(後日政令により公布)を上回る場合、本年の収入と、前年の収入に一定倍率(消費者物価上昇率等をもとに算定、後日政令により公布)を乗じた金額との差額を「連帯拠出金(cotisation de solidarité)」として拠出する義務を負う。本拠出金の85%は事業金融公庫(Caisse Nationale de Crédit Professionnel)が中小企業株式を取得する際の原資とし、残り15%は全国農業信用金庫(Institut de Crédit Agricole National)を通じる農業投資向け融資の利子補給原資とする。

(注) 医師・医療関係技術者等に対しては、一部を除き、別途、業界内の協定に基づく所得抑制措置が講じられることとなっているため、本措置は適用されない(同協定が不成立の場合、82年および83年につき、料金水準を82年1月1日現在に凍結)。

###### ハ. 企業の税負担等の軽減

###### (イ) 法人税等の引下げ

83課税年度(82年中もしくは82~83事業年度の所得に対する課税)以降、法人税の基準税率を48%から45%に引下げる。なお、これに伴う減税額は、投資、財務内容の改善あるいは新規雇用に充当することを義務付ける。

###### (ロ) 産業向け公共料金の引下げ

産業向けガス・電気料金を平均9.3~9.7%引下げる(産業負担の軽減見込みは合計約3,335百万フラン)。

## ニ. 企業資本形成・株式投資促進

(イ) 82年および83年に創業あるいは増資を行った企業に対し、新たに形成された資本の少なくとも60%が国内投資に向けられることを条件に、当該出資・増資額の8%相当額を5年間にわたり法人税額から控除する。なお、当該企業が免税額を新株主に全額還元する場合は免税規模・期間を拡大(出資・増資額の13%相当額を10年にわたり法人税額から控除)する。

(ロ) 株式を取得した個人は、以下いずれかの免税措置を選択することができる。

a. 82年あるいは83年内に新株を取得した場合には、当該株式からの収入を5年間(当該企業が上記法人税免税額を新株主に還付する場合は10年)にわたり所得税課税対象から除外する。また、当該株式は10年間にわたり相続税課税対象から除外する。

b. 新株に限らず、82年および83年中の株式取得額につき、4万フラン(扶養家族1人当たり1万フランを上乗せ)を限度として所得税額から控除する。

## ホ. 雇用促進

(イ) 25歳未満の若年失業者を本年4月1日から明年3月末までの間に採用した雇用主については、81年第2四半期に比べ人員が純増をみている場合に限り、当該雇用が行われた四半期に続く2四半期の間、当該雇用に伴う社会保険料(年金、疾病保険、失業保険、家族手当)の支払いを免除する。また、81年6月30日以降新たに雇用主となった場合は、同期間中に採用した2名の労働者につき、同様の措置を認めれる。

(ロ) 人員50人以上の企業(官公庁を含む)における見習い労働者の雇用義務を拡大(従業員数の2%→同3%<うち最低2%はフルタイム雇用、パートタイム雇用については16~18歳の若年層を優先>)する。

(ハ) 2年以上の長期失業者を国庫負担により非営利・社会事業法人等に雇用する。

(ヘ) パートタイム労働奨励のため、パートタイマーが失職した場合の失業手当受給資格を拡大する。

## ヘ. 輸出振興

各金融機関に対しては、ロで述べた賃金抑制による節約資金を特定の基金にプールすることを義務づける。同基金を通じて、当該資金の15%を発展途上国向けバイヤーズ・クレジットに、残る85%を輸出信用の金利引下げに充当する。

2. 今次一連の経済措置につき、ベルギー政府では、

「企業減税や賃金抑制により産業の競争力を強化し、輸出主導型の景気回復を達成することをねらったもので、22日実施のフラン切下げは、これらの措置が効力を發揮するための前提条件となっている。大幅なフラン切下げによってインフレが助長される恐れもあるが、物価凍結等の補完策によりこれをカバーすることは可能であると考える。なお、これら措置の効果は明年以降に顕現化することとなろう」(ゴル副首相等)と述べている。

## ◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は3月3日、公定歩合を1.0%、債券担保貸付金利を1.5%それぞれ引下げ、翌4日から実施する旨発表した。同行の公定歩合等変更は、1月7日の引下げ(公定歩合15→14%、債券担保貸付金利17→15%、2月号「要録」参照)に続く、年初来2回目の措置である。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

(1) 再割引歩合(公定歩合) ..... 13.0(14.0)

(2) 債券担保貸付金利

貸付限度枠内の貸付適用金利 ..... 13.5(15.0)

貸付限度枠外の高率適用金利 ..... 中央銀行が裁量により決定(従来どおり)

2. 今次金利引下げにつき、ベルギー中央銀行では、「EMS内のベルギー・フラン切下げ(2月22日実施、8.5%、「要録」別項参照)の後、TBレートをはじめ市場金利はやや軟化をみているが、高金利が景気面に与える悪影響を軽減するため、市場金利の一段の低下をねらって今次措置に踏み切ったもの」と述べている。

## ◇スウェーデン、1982年度予算案を発表

1. スウェーデン政府は1月11日、1982年度(1982年7月~1983年6月)予算案を議会に提出した。本予算案をみると、歳出は、国債費が引き続き増加するものの、健康・失業保険、学校等に対する各種補助金の削減(約44億クローナ)が寄与し、前年度に比べ低い伸びにとどまっている(81年度当初予算比+5.9%、前年度同+10.4%)。一方、歳入は、企業の業績回復等による税収の増加から前年度の伸びを上回る見込み(81年度当初予算比+6.0%、前年度同+2.6%)。もっとも、収支見については、826億クローナの赤字と前年度(同782億クローナ)比若干赤字が拡大する見通し。

スウェーデンの1982年度予算案  
(単位・億クローナ、△は赤字)

	1981年度		1982年度	
	(当初) (予算)	前年度比 増加率	(当初) (予算)	前年度比 増加率
歳入	1,594	+ 2.6%	1,690	+ 6.0%
歳出	2,376	+ 10.4%	2,516	+ 5.9%
収支差	△ 782		△ 826	

2. なお、同時に発表された82年政府経済見通しによれば、昨年10月のクローナ切下げ(10%、56年10月号「要録」参照)に伴う輸出の増加を主因に緩やかな景気回復が予想されている(実質GDP成長率 +1.0% < 81年実績見込み、△0.8% >)。

## スウェーデンの経済見通し

(前年比伸び率・%)

	1981年	1982年
実質GDP	△ 0.8	1.0
うち個人消費	△ 1.3	△ 1.8
公共支出	1.8	0.5
民間設備投資	△ 8.2	△ 3.7
住宅投資	△ 7.0	△ 9.6
在庫投資	△ 1.4	0.6
輸出	△ 0.1	6.7
貿易収支(億クローナ)	△ 4	22
経常収支(△)	△ 141	△ 136

## ◇スウェーデン中央銀行、流動性比率を引上げ

1. スウェーデン中央銀行は1月29日、市中金融機関に対する流動性比率(注)を1%ポイント引上げる旨発表した(2月1日実施)。引上げ後の同比率は以下のとおり。

3大商業銀行(Post-och Kreditbanken, Scandinaviska Enskilda Banken, Svenska Handelsbanken)

47%

その他の商業銀行

39%

農業金融機関

36%

2. 本措置につき、スウェーデン中央銀行では、「物価が依然騰勢を持続している状況下、財政赤字に伴う流動性増大を極力抑制するため昨年12月に引き続き実施したもの」と説明している。

(注) 流動性比率規制とは、対象金融機関に対し債務の一定比率を流動資産(現金、中央銀行預け金、TB、国債等)として保有することを義務づけるもので、同国における主要金融政策手段の一つ。

## アジア諸国

## ◇台湾、公定歩合、市中預貸金利を引下げ

中央銀行は2月25日、公定歩合の引下げ(0.25~0.5%)を決定、26日から実施した。これを受けて銀行公会(わが国の全国銀行協会に相当)は預貸金利の引下げ(貸出金利0.5%、預金利0.25~0.5%)を決定、中央銀行の承認を経て同じく26日から実施した。

台湾では、昨年10月、12月に景気のスローダウンに対処して公定歩合および市中金利を引下げたが、その後も、輸出の伸び悩みを主因に鉱工業生産が12月(前年比△2.3%)、1月(同△9%)と2か月連続して前年水準を下回るなど、景気はスローダウンを余儀なくされている。こうした状況下、今回措置は「景気浮揚策を強化する必要がある」(俞国華中央銀行総裁)との判断からとられたものである。

新旧金利は次のとおり(単位・年利、%)

(1) 公定歩合	旧	→	新
手形再割引	11.75		11.25
担保貸付	12.75		12.50
無担保貸付	15.25		14.75
輸出前貸	10.00		据置き
(2) 市中金利			
イ. 貸付金利			
短期貸付	{ 最低 13.00 最高 15.25		12.50 14.75
中・長期貸付	{ 最低 13.50 最高 16.00		13.00 15.50
ロ. 預資金利			
当座預金	2.75		据置き
普通預金	8.50		8.25
定期預金			
3か月	10.75		10.50
6か月	11.50		11.25
1年	13.00		12.50
2年	13.25		12.75
3年超	13.50		13.00

## ◇インドネシア輸出促進策を発表

インドネシア政府は、1月19日と26日に輸出金融の拡充、カウンター・パートナーシップ制度の導入を骨子とする輸出促進策を発表した。同国の輸出は、先進工業国の景気低迷を映して原油が伸び悩んでいるほか、石油以外の一次産品も大幅に落込んでいるため、前年を割込む不振と

なっている。このため、ここにきて急速にスローダウンしてきた景気を支えるためには輸出の促進が必要として、今次措置に踏切ったものである。その概要は次のとおり。

#### 1. 輸出金融の拡充等(1月19日発表)

- (1) 輸出貸出金利を12%から6%に引下げるほか、同貸出額を生産所要資金の70%から85%に引上げる。
- (2) 輸出信用保証制度および輸出保険制度を新設する。  
なお、保証料は融資期間に応じて輸出額の0.5%(6か月)から1.0%(9~12か月)、また保険料は同0.2~4.0%とする。
- (3) 輸出代金の決済方法について、これまでの前受けまたは信用状決済に加えて、D/P(支払渡し)・D/A(引受渡し)手形や委託販売を認めるなど弾力化する。
- (4) インドネシア銀行(中央銀行)への外貨集中義務を廃止し、輸出業者が獲得外貨を輸入代金の支払に使用することを認める。
- (5) 輸出手続きを迅速化するため、通関窓口の24時間営業、出張検査等を実施する。
- (6) インドネシア非石油輸出商品を積載した同国籍船舶の港湾料を引下げる。

#### 2. カウンター・ペーチェス制度の導入(1月26日発表)

インドネシア政府は同国政府・公社から物資やプラントを受注した外国企業に対し、同額の非石油商品を購入することを義務づけ、2月から適用することとした(注)。

- (1) 購入義務を伴う契約は5億ルピア(80万ドル)以上とする。ただし、次の場合は本措置を適用しないこととする。

- ① 世界銀行、アジア開発銀行、イスラム開発銀行からの借入や2国間借款に基づく輸入
- ② 受注企業がインドネシア国内で調達するサービス、および資機材相当分
- ③ コンサルタント料、法律顧問料、技術料、特許料等のサービス輸入
- ④ インドネシア政府と外国企業の合弁事業の輸入
- (2) 見返り購入品目は次の11品目とする。

天然ゴム、コーヒー、白こしょう、黒こしょう、葉たばこ、キャツサバ、セメント、製材、合板、その他加工木材、繊維製品。

- (3) 購入義務違反に対しては購入未達額の50%を罰金として徴収する。

(注) 本措置については、日、米、英、独、仏の5ヶ国政府が自由貿易体制堅持の立場からインドネシア政府に対し、正式に憂慮の念を表明しているほか、見返り購入商品が数量的にみて不十分である等批判も強い。このため、今後運用の段階で何らかの弾力的措置が採られるはずとの見方も強い。

## 共産圏諸国

### ◇ルーマニア、食料品の小売価格を引上げ

ルーマニア政府は2月15日、25年ぶりに食料品の小売価格を引上げた。

#### 1. 価格引上げの内容

220品目について平均35%の引上げを実施した。主要品目とその引上げ幅は次のとおり。

肉類64%、パン25%、米87%、砂糖55%、マカロニ80%。

#### 2. 背景等

ルーマニアでは70年代末以降工業生産の増勢鈍化に伴う税収の伸び悩みから財政収支が漸次逼迫化してきた。このため財政補助金により小売価格を維持することが困難となってきたため、昨年の農業不振に伴い不足が深刻化している食料の需要抑制が必要となった時期をとらえて今次値上措置に踏み切ったものである。なお、値上げに際しては国民の負担を少しでも軽減するとの配慮から当局は賃金、年金、児童手当等の引上げ措置(平均16.5%)を併せて行った。

### ◇ユーゴスラビア、経済の81年実績と82年計画を発表

#### 1. 81年経済実績

ユーゴスラビア政府がこのほど発表したところによれば、同国経済は、81年中鉱工業生産の低迷、農業生産および投資の不振等から社会的総生産が計画を大幅に下回り、総じて不芳に終ったとしている。

- (1) 社会的総生産(注)は前年比+2.0%と前年実績および低めに設定された計画(前年比+3.0~3.5%)を下回り、50年以降では最低の伸び率となった。
- (2) 鉱工業生産は投資の落込みや輸入抑制を映した原燃料の不足などから前年(同+4.5%)を下回る同+4%の伸びにとどまった。業種別では機械、建設資材、木材・パルプ等の不振が目立っている。
- (3) 農業生産は小麦の減産(同△16%)が響いて全体では同+1.4%と計画(同+4.0%)を大幅に下回った。
- (4) 投資は国内資本の不足に加えて外国資本の調達も対外債務の累増に伴い困難化したため同△10.0%の大幅落込みとなった。
- (5) 貿易面では、輸出がECC諸国の景気停滞を映して同+2.6%と伸び悩んだ。もっとも輸入も外資事情の悪化に伴う抑制策の強化から同△7.7%と落込んだため、貿易赤字額は前年の61億ドルから49億ドルへと若干減少した。なお対西側債務は引き続き増加し、81年末には

170億ドルとなった(80年末155億ドル)。

(6) 小売物価は輸入価格の上昇に加え生産伸び悩みに伴う需給のタイト化から同 +39.3%と前年(同 +32.0%)をさらに上回る急上昇となった。

(注) 物的生産部門の生産額総計。

## 2. 82年経済計画

同時に明らかにされた82年計画をみると、前年に引き低めの目標設定となっていることが特徴で、社会的総生産は前年比 +2.5%、鉱工業生産は同 +3.5%、投資は同 △6.0%といずれも前年の目標を下回るものとなってい

### ユーゴスラビアの主要経済指標

(前年比増減(△)率・%)

	1980年 実績	1981年 計画	1981年 実績	1982年 計画
社会的総生産	2.5	3.0～3.5	2.0	2.5
鉱工業総生産	4.5	4.0	4.0	3.5
農業総生産	△ 2.0	4.0	1.4	4.0
国定資本投資	1.0	△ 5.0	△ 10.0	△ 6.0
雇用者数	3.0	2.0	2.5	n.a.
労働生産性	△ 0.5	1.3	1.5	n.a.
小売物価	32.0	n.a.	39.3	n.a.
輸出(実質)	8.9	7.0	2.6	8.5
輸入(実質)	△ 10.0	△ 3.0	△ 7.7	△ 2.2

(資料) 政府公表資料。

る。もっとも、農業は前年が不振であったことから同 +4.0%と意欲的な計画を設定している。また、貿易面では引き続き輸入の抑制と輸出の促進により対外債務残高の圧縮を図っていくとの方針を打出している。

### ◆中国、82年国債発行計画を公表

中国国务院は2月1日、1982年も前年(23年振りに48.7億元の国債を発行した)に引き続き40億元の国債を発行する旨決定した。本年の発行については、①個人向けが20億元と発行総額の半分を占めること(前年は企業、地方政府向けが大半)、②当局の公表した発行目的が前年の過剰流動性吸収から財政資金不足の補填に移されていること、などが特徴となっている。発行要領は次のとおり。

- (1) 期間……10年。5年間据置いた後、6年目からは個人購入分は抽選により、その他は一律5回均等償還。
- (2) 利回り……個人購入分は年利8%、その他は4%。
- (3) 国債の種類…1元、5元、10元、50元、100元、1000元の6種類。
- (4) 主要引受け先……国営企業、集団所有制企業、地方政府、個人等。
- (5) 条件……担保物権の設定や売買は禁止されている。